

厚生常任委員会

令和7年9月17日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

| | | |
|--------|--------|-------|
| ◎濱 真理子 | ○奥村 容子 | 溝部真紀子 |
| 齋藤 文夫 | 横田 敏文 | 宮崎 和彦 |
| 中川議長 | | |

2. 理事者出席者

| | | | |
|---------|-------|---------|-------|
| 町長 | 中西 和夫 | 副町長 | 加藤 恵三 |
| 総務部長 | 西巻 昭男 | 住民生活部長 | 中原 潤 |
| 住民生活部次長 | 北 典子 | 福祉課長 | 大塚 美季 |
| 同課長補佐 | 明石 将樹 | 子育て支援課長 | 佐谷 容子 |
| 国保医療課長 | 猪川 恭弘 | 同課長補佐 | 大野 彰彦 |
| 環境対策課長 | 東浦 寿也 | 同課長補佐 | 土谷 純 |
| 住民課長 | 峯川 敏明 | | |

3. 会議の書記

| | | | |
|--------|-------|-----|-------|
| 議会事務局長 | 福田 善行 | 同係長 | 吉川 也子 |
|--------|-------|-----|-------|

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 溝部委員、齋藤委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、溝部委員、齋藤委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくお願いをいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりです。

初めに、1. 付託議案（1）議案第43号 令和7年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療

それでは、議案第43号 令和7年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申しあげます。はじめに議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

国保医療
課長

今回の補正予算は、県支出金等の返還に係る予算補正などであり、歳入歳出それぞれ、111万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ、27億8,011万1千円とするものであります。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づき説明いたします。

補正予算書の7ページをお願いいたします。歳入であります。

第7款 諸収入、第2項 雑入、第4目 歳入欠かん補填収入であります。

歳出の前年度繰上充用金の補正に伴う減額、及び今回の補正予算から生じた財源を歳入欠かん補填収入で調整するものであり、111万1千円の増額をお願いするものでございます。

続いて、9ページをお開きください。歳出でございます。

初めに、第8款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第2目 償還金であります。令和6年度の特定健康診査等県負担金などの精算に伴う超過交付分の返還が生じたことから、償還金で209万円の増額をお願いするものであります。

次に、第10款 前年度繰上充用金、第1項 前年度繰上充用金、第1目 前年度繰上充用金であります。執行額の確定に伴い、97万9千円の減額をお願いするものであります。

1ページにお戻りください。予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

国保医療
課長 以上、議案第43号 令和7年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号)についての説明といたします。

よろしくご審議いただきまして、原案どおり可決賜りますようお願い申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(なし)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

| | |
|------|---|
| 委員長 | <p>異議なしと認めます。よって、議案第43号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、（2）議案第44号 令和7年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。</p> <p>理事者の説明を求めます。 大塚福祉課長。</p> |
| 福祉課長 | <p>それでは、議案第44号 令和7年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申しあげます。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。</p> |
| 福祉課長 | <p>（議案書朗読）</p> <p>それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申しあげます。</p> <p>はじめに、保険事業勘定であります。</p> <p>今回の補正予算の主な内容は、令和6年度の本特別会計の決算額の確定に伴う繰越金と、国及び県の負担金並びに支払基金からの交付金の精算に関するものなどで、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,320万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ28億3,459万6千円とするものでございます。</p> <p>それでは、恐れ入りますが、補正予算書の7ページから8ページをご覧ください。</p> <p>はじめに、歳入予算でございます。</p> <p>第3款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第4目 地域支援事業交付金（総合事業）で7万4千円の増額補正を、第5款 県支出金、第2項 県補助金、第2目 地域支援事業交付金（総合事業）で4万6千円の増額補正をお願いするものであります。</p> <p>次に、第6款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金で、定期預金の組み直しに伴い利息の増加が見込まれることから、45万円の増額補正をお願いするものであります。</p> <p>次に、第9款 繰越金、第1項 繰越金で、令和6年度の本特別会計の決算において、歳入額が歳出額を上回りましたことから、その差額を令和7年度に</p> |

繰り越すため、6, 263万6千円の増額補正をお願いするものであります。

9ページから10ページにお移りください。

続いて、歳出予算でございます。

順序が逆になりますが、第5款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金について、ご説明申しあげます。

令和6年度の決算額の確定により、第2目 償還金で、介護給付費に係る国及び県の負担金、支払基金負担金について、また、地域支援事業に係る国及び県の交付金、支払基金交付金等について、それぞれ超過交付となりましたことから、これらを償還するための経費として、3, 618万円の増額補正をお願いするものであります。また、第5款 諸支出金、第2項 繰出金で令和6年度の地域支援事業交付金（総合事業分）と低所得者保険料軽減負担金決算額の確定により、町の負担分が超過交付となりましたことから、これらを一般会計へ繰出するための経費として、46万9千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第3款 基金積立金、第1項 基金積立金にお戻りいただきまして、ただいま、ご説明申しあげました令和6年度の決算額の確定に伴う歳入と歳出の補正額において生じた差額、また、基金の組み直しに伴い当初見込みよりも増加した基金利息について、基金に積み立てるよう、2, 655万7千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、介護サービス事業勘定でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ1, 835万8千円とするものでございます。

恐れ入りますが、補正予算書の16ページから17ページをご覧ください。

歳入予算でございます。

第2款 繰越金、第1項 繰越金で、令和6年度の執行額の確定に伴い、歳入額が歳出額を上回ったことから、その差額15万8千円の増額補正をお願いするものであります。

18ページから19ページにお移りください。

続きまして、歳出予算の補正であります。

第3款 予備費、第1項 予備費では、今回の予算補正から生じた財源15

万8千円の留保のための増額補正をお願いするものであります。
それでは、恐れ入りますが、1ページにお戻りください。
予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

福祉課長 以上で、議案第44号 令和7年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についての説明とさせていただきます。
何卒温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 横田委員。

横田委員 1点教えてほしいんですけど、10ページのですね、介護保険給付費準備基金というのは残高なんぼになるんですかね。

委員長 大塚福祉課長。

福祉課長 令和6年度末の基金残高ですけれども、2億4,204万8,461円となります。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 これをもって、質疑を終結します。
お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

- 委員長 異議なしと認めます。よって、議案第44号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。
- 次に、（3）議案第45号 令和7年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。
- 理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。
- 国保医療課長 議案第45号 令和7年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申しあげます。はじめに議案書を朗読させていただきます。
- （議案書朗読）
- 国保医療課長 今回の補正予算は、令和6年度会計からの繰越しに関するもの等であり、歳入歳出それぞれ、160万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ、6億7,020万7千円とするものであります。
- それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきご説明いたします。
- 補正予算書の7ページをお開きください。
- まず、第5款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金であります。令和6年度の決算剰余金の確定により、121万4千円の増額をお願いするものであります。
- 次に、第6款 諸収入、第2項 償還金及び還付加算金、第1目 保険料還付金であります。過年度の保険料還付金の増加に伴います奈良県後期高齢者医療広域連合からの返還金の増で、39万3千円の増額をお願いするものであります。
- 続きまして、9ページをお開きいただけますでしょうか。歳出でござります。
- 初めに、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金、第1項 後期高齢者医療広域連合納付金、第1目 後期高齢者医療広域連合納付金であります。
- 繰越する保険料を広域連合に納付することから、後期高齢者医療保険料等負

担金、121万4千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第3款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第1目 保険料還付金及び還付加算金であります。歳入で申し上げました保険料還付金の増に伴いまして、39万3千円の増額補正をお願いするものであります。

1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

福祉課長 以上、議案第45号 令和7年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、原案どおり可決賜りますようお願い申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(なし)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第45号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)陳情第1号 要望書についてを議題とします。

昨年12月議会においても、同じ陳情者からの陳情が厚生常任委員会に付託され、採択すべきものと決しており、委員会発議による意見書が本会議で可決され、奈良県へ提出しております。

本要望書の内容及び昨年県に提出した意見書の経過報告も含めて、議会事務

局長の説明を求めます。 福田議会事務局長。

- 議会事務局長 おはようございます。
それでは、陳情第1号 要望書について、ご説明をさせていただきます。
まず、陳情文書表を朗読します。
- (陳情文書表朗読)
- 議会事務局長 2枚目以降に要旨をつけておりますが、要旨の朗読につきましては省略させていただきます。
陳情の趣旨は、軽度・中等度聴覚障がい児への補聴器購入助成制度に関して、成長に伴う耳あての交換や補聴器の修理費を助成対象に加えること、クロス補聴器を購入助成対象に加えること、18歳以上の軽度中等度聴覚障害者を補聴器購入助成対象者とすることについて、斑鳩町に対して検討をお願いしたいとのことです。
- 続きまして、昨年の陳情第2号で、令和6年12月18日付で斑鳩町議会から奈良県に提出した意見書のその後の経過について、ご報告いたします。
- 意見書では、次の4つの項目について、県に要望しております。
1. 補聴器購入助成制度の対象者について、記載内容を一側性難聴についても対象となる場合があることを明記すること。
 2. 購入助成対象の項目に補聴器を装用するための耳あて等や、補聴器の修理費を含めること。
 3. クロス補聴器を購入助成対象とすること。
 4. 助成対象の要件から所得制限を撤廃すること。
- このうち、1の記載内容の見直しと、4の所得制限の撤廃については改正され、令和7年度から適用されております。
- なお、県で助成対象とされなかった残りの2つの項目及び新たに18歳以上を対象とすることについて、今回、町に対して要望されているものあります。
- 以上、陳情第1号 要望書についての説明と、昨年に奈良県へ提出した意見

書の経過報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

委員長 続いて、斑鳩町における難聴児補聴器購入費助成制度の概要について、理事者の説明を求めます。 大塚福祉課長。

福祉課長 町における難聴児の補聴器購入に対する助成についてですが、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対しまして、補聴器の購入費用の一部を助成することにより、当該難聴児の健全な発達を支援し、その福祉の増進を図ることを目的として実施しているものでございます。

助成の対象者は、斑鳩町内に住所を有する18歳未満の児童であって、両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満、または一側性難聴や聴力レベルが30デシベル未満等の場合で指定自立支援医療機関等の医師が装用の必要を認める者で、助成金の額は、基準価格の3分の2としているところであります。

なお、この助成事業に対しては、奈良県難聴児補聴器購入助成事業費補助金として、県から2分の1の補助でいただいているものであります。

委員長 説明が終わりましたので、委員皆さんの質疑またはご意見をお受けいたします。 奥村委員。

奥村委員 この中身についてはよくわかるんですけども、例えばこの18歳以上の成人を対象とするということに関してですとか、町として予算、町としてこれを要望されているということは、大変町として難しいのかなというふうに思っております。

ということで趣旨採択をして、そして県に意見書を送ってはいかがかなと思いますが。

委員長 他の方のご意見。 横田委員。

横田委員 私も奥村委員の意見に賛成です。3点を採択して県へ要望するという形を取

られたらしいと思います。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 私も奥村委員と同じ意見です。

委員長 溝部委員。

溝部委員 同意見です。

委員長 宮崎委員。

宮崎委員 一緒で。

委員長 お諮りいたします。

陳情第1号について、委員皆さんのご意見をお聞きする中では、趣旨採択として、意見書を奈良県へ提出するということが皆さんのご意見としてありました。

よって、陳情第1号については、当委員会として、趣旨採択すべきものと決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号については、当委員会として満場一致で、趣旨採択すべきものと決しました。

陳情第1号について、当委員会として趣旨採択すべきものと決しましたが、意見書の発議方法について、委員皆さまのご意見をお伺いいたします。

(なし)

委員長 それでは、委員会発議で意見書を作成することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、当委員会の発議により提出するとのご意見ですので、意見書の内容についてとりまとめるため、暫時休憩します。

(午前9時26分 休憩)

(午前9時27分 再開)

委員長 再開します。

よろしいですか。

委員皆さまのお手元にお配りしている、意見書案を提出するべきとし、当委員会の発議により本会議へ提出したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、当委員会の発議をもって意見書を提出します。

次に、2. 継続審査を議題とします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策課長 それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関するにつきまして、2点ご報告させていただきます。

まず、1点目といたしまして、自区内処理に向けた取組みについてあります。

令和7年3月の本委員会におきまして、生駒市へ可燃ごみを搬入するための本格的な協議を進めることについてご報告をさせていただいたところであります、この度、生駒市と「一般廃棄物（可燃ごみ）の処理に関する協定書」を締結する運びとなりましたことから、生駒市での可燃ごみ処理に関する概要につきまして、資料に基づきご説明させていただきます。

資料1をご覧いただけますでしょうか。

まず、搬入先であります生駒市清掃センターの概要であります。竣工は平成3年3月、所在地は生駒市俵口町2116番地91で、処理能力は1日あたり220tであります。

次に、背景でありますが、生駒市清掃センターは、令和4年度から令和6年度の3年間で、施設の延命化を図るとともに、環境性能を向上させ、安全で安定したごみ処理を可能とするため、基幹的設備改良工事を実施されたところであります。

また、ごみ処理量が年々減少する中、処理能力に余裕がある一方で、維持管理費用の増加への対応が課題となっており、財政的負担の低減につなげるため、平群町及び当町の燃えるごみの受け入れについて承諾をいただき、来月の1日に生駒市におきまして「一般廃棄物の処理に関する協定書」を締結することとなったところであります。

次に受け入れについてであります。受入期間は、令和8年4月1日から令和22年3月31日までの14年間であります。

搬入経路は、白石畑にあります当町のごみ積替え施設から国道25号を経由し、国道168号から阪奈道路、信貴生駒スカイラインを経由し、生駒市清掃センターに搬入いたします。

搬入曜日・時間であります、月曜日から土曜日の午前8時から午後3時30分の間に搬入することとなっております。令和8年度の搬入予定量は3,500tであります。

資料裏面に移りまして、受入料金についてでありますが、まず、1の維持管理費であります。

生駒市へは、清掃センターの運営に係る費用をごみ量1tあたりの処理単価に換算した金額として、t当たり2万5,800円を搬入量に応じ、毎月支払う

こととなっております。

この維持管理費ですが、生駒市では、生駒市清掃センターの運営について、受入期間であります令和22年3月末まで、民間業者と長期包括運営業務委託を締結されております。

この民間業者との委託料には、令和22年3月末までの、生駒市清掃センターの運営に係る人件費や薬品費、光熱水費や補修整備といったメンテナンス費一切が含まれております、1年間分の委託料から、ごみ処理量実績で按分した金額で算出をされており、今後は、前前年度の決算額を基に、前前年度の処理実績で算定しますことから、光熱水費などの変動により、若干の変動が出てまいります。

次に、2の建設費についてであります。

生駒市で令和4年度から令和6年度の3年間で実施をされました、清掃センターの基幹的設備改良工事に係る費用を、受入期間であります14年間における搬入予定ごみ量で按分した金額であります「建設費」を支払うこととしております。

この建設費につきましては、年間金額であります1,705万9千円を年度当初に支払う形となっており、可燃ごみの搬入予定量から積算しておりますことから、5年毎に、以後、5年の搬入予定見通しから、再度、算定することとなっております。

この建設費、年間、1,705万9千円をt当たり処理費に置き換えると、t当たり4,874円となり、維持管理費の2万5,800円と合わせますと、t当たりで3万674円となります。

現在の三重中央開発株式会社における処理費と比べました場合、令和8年度より処理費がt当たり3万6,300円に変更となり、t当たり3万6,300円の約1割程度が運搬費であるということから、運搬費を除いた処理費といたしましては、t当たり3万2,670円となり、生駒市での処理単価と比較いたしまして、t当たり約2,000円程度、処理単価が安く抑えられるところであります。なお、三重中央開発株式会社では、今後、最終的にはt当たり4万円程度まで、引き上げることを告知されております。

最後に今後の予定をいたしまして、冒頭でも申し上げましたが、来月の1日

に生駒市との協定書を締結する予定であり、締結後は令和8年4月1日からの搬入に向け、詳細な事務調整を進めて参ります。

また、生駒市への搬入に際し、パッカー車の購入及びごみ積替え施設の搬出設備の改造が必要となりますことから、12月補正として上程を考えておりますことから、よろしくお願ひいたします。

続いて、斑鳩町食品ロス削減推進事業所認定制度の創設についてあります。恐れ入りますが、資料2をご覧いただきたいと思います。

当該制度につきましては、食品ロス、本来食べられるにもかかわらず、廃棄されているものがありますが、その食品ロス削減に取り組む飲食店等を「斑鳩町食品ロス削減推進事業所」として認定し、当該認定事業を広く周知することで、食品ロス削減に向けた意識啓発を図るとともに、飲食店等から排出される食品ロスの削減を進めてまいります。

まず、推進事業所として認定する要件ですが、①食べ残しがゼロのための呼びかけの実践、②食材の仕入れ又は使い切りの工夫、③来客者の希望に応じた量の調整、④ハーフサイズ等小盛メニューの設定、⑤持ち帰り希望者への対応、⑥ばら売り、量り売り、少量パックによる販売、⑦賞味期限・消費期限が近い商品の値引き販売、⑧賞味期限・消費期限表示に関する啓発、⑨その他、事業所において食品ロスの削減に特に貢献していると町長が認める活動としており、これらのうち2つ以上を実施する事業所等を推進事業所として認定することとしております。

次に認定事業所の責務として、推進事業所として認定を受けた事業所等は、交付された認定証等を消費者の見やすい場所に掲示し、認定要件となった活動を周知するよう必要な措置を講じていただくこととなっております。

次に町長の責務として、認定事業所等について、広報やホームページによりその周知に努めるものとしております。

最後に今後の予定ですが、10月より商工会等を通じ、認定事業所の募集を進めて参ります。

そして本年中に認定事業所を決定し、来年3月には、認定事業及び認定事業所を住民の方に周知して参りたいと考えております。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関する

ことにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

齋藤委員。

齋藤委員 可燃ごみの処理の件ですけども、可燃ごみ以外の生ごみとか、不燃ごみは今までどおりされるんでしょうか。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策
課長 生駒市との協定の中で、搬入するごみにつきましては、可燃ごみのみとなりますので、生ごみ、不燃ごみ等その他の資源物については、これまでどおり処理をしてまいります。

齋藤委員 県外に搬出はだめだと言われているのは、可燃ごみだけですか、それとも生ごみも不燃ごみもだめだと言われているんでしょうか。

環境対策
課長 一般的に家庭から出るごみ、一般廃棄物の処理につきましては、自区内処理をするのが原則だと言われております。ただ、可燃ごみ以外のごみにつきましては、なかなか各自治体で処理施設を持つのは非常に難しい状況から、他の自治体のほうでは、そういった民間業者に委託をしているということで、可燃ごみについては特に自区内処理の原則で対応をしなければならないというか、そういう状況でございます。

齋藤委員 ということは、三重県にもっていくところで、生ごみ、不燃ごみはその問題は解決するっていうことで理解してよろしいでしょうか。

環境対策
課長 今、伊賀市の方から求められておりますのは、可燃ごみの搬入でございま
す。ただ、やはり他の自治体の中で処理していただくことになりますことか
ら、そういうごみについても資源化、削減に向け、今後もつとめてまいりた

| | |
|------------|--|
| | いというふうに考えております。 |
| 齋藤委員 | ということは、可燃ごみ以外、生ごみ、不燃ごみ等も町としては域内処理ということで、県内で処理する方向で検討するのか、もうこれで終わりなのか、その辺教えてもらえませんでしょうか。 |
| 環境対策 課長 | 今、当町が色々調べる限りは、今の処理委託業者がベストであるということを委託しておりますが、やはりそういった民間業者の先進化もございますことから、市場なども研究する中でよりよい環境に配慮した処理方法、また処理コスト、そういうものを考えながら、委託業務については考えていきたいというふうに考えております。 |
| 齋藤委員 | 生駒市の清掃センター、竣工が平成3年とになっていますけれども、30年以上経ってますけども、あとどのくらいもつものなのか。期限が令和22年となってますけども、それ以降も使えるものなのか、もうこれで終わりなのか、その辺ちょっと教えてもらえますか。 |
| 環境対策 課長 | 現時点では、生駒市清掃センターにつきましては、令和22年3月末までの運転というふうに生駒市の方では考えているところでございます。 |
| 齋藤委員 | といいますと、令和22年、あと14年後にはまた新たに造りなおすか、改修するか、ということで町としても考えるということになるんでしょうか。 |
| 環境対策 課長 | 今回、生駒市の方で可燃ごみの処理をしていただくということになりましたことから、この1市2町の中で、また今後のどういった処理をしていくかなど継続して考える機会にできたらなと考えております。 |
| 委員長 | 横田委員。 |
| 横田委員 | 現状のですね、年間のコストと比較してどの程度の増減があるんでしょうか |

か。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策
課長 生駒市の方の搬入にかかります費用といたしまして、まず維持管理費としまして、令和8年度で申し上げますと、約9,030万円程度、また建設費といたしましては、先ほど説明させていただきました1,705万9千円、その他、信貴生駒スカイライン通行料や、生駒市清掃センターへの焼却処理用の焼却灰や、煤塵の埋め立て処分費や、大阪湾の広域臨海環境整備センターまでの運搬費、あと、生駒市清掃センターまでの運搬費、こうしたものを含めまして、現在最終的な見込みではあるんですけども、全体で約1億2千万円程度と見込んでいるところでございます。

現在の民間委託料でありますと、令和8年度では処理費がトンあたり36,300円となりますことから、処理量を3,500トンとした場合、年間で約1億2,705万円と想定をされまして、約700万円程度経費が削減できるものと考えております。また伊賀市の方へ環境保全負担金、トンあたり千円でございますが、可燃ごみの負担金は約350万円がいらなくなるということで、全体で約1,050万円程度経費が削減できるものと考えているところでございます。

委員長 奥村委員。

奥村委員 いよいよ令和7年10月1日、生駒市役所において一般廃棄物可燃ごみの処理に関する協定書締結されることになったということで、本当に長い間大変なご苦労がこれで報われたのかなというふうに思います。ありがたいと思っております。本当に確か平成28年、伊賀市からのごみに対する申し入れが委員会であったかなとは思うんですけども、そこから大変な苦労であったり、苦心慘憺されたと思うんですけども、今のご苦労していただいた皆様を代表して、東浦課長からちょっと、ご所感を一言述べていただけたらなと思うんですが。

| | |
|------------|---|
| 委員長 | 東浦環境対策課長。 |
| 環境対策 課長 | ありがとうございます。この可燃ごみの処理に関しては、約6年か7年 自区内処理に向けて取組みを進めてきたわけでございますが、これから生駒市 と協定をして、実際に搬入する中で様々な課題等が出てくるかと考えております ので、今後も鋭意努力してまいりたいというふうに考えております。 |
| 奥村委員 | ありがとうございます。本当に大変な、ここまでたどり着くまで苦労があつ たと思います。これから住民の皆様が安心して使っていただけるようにとい ふうで、ご苦労あると思いますけども、よろしくお願ひしたいと思います。以 上です。 |
| 委員長 | 斎藤委員。 |
| 斎藤委員 | 食品ロスの件で教えてもらいたいんですけども、要件に2つ以上とあります けども、これは店に2つ以上、例えば1番と2番だったら、私の店は食べ残 しそれを呼びかけますとか、そのようなことを表示するんでしょうか。どのよ うな形でこの2つ以上をお客さんに知らせるのか、教えてもらえないでしょうか。 |
| 委員長 | 東浦環境対策課長。 |
| 環境対策 課長 | 認定証ですね、今回の認定された要件、認定証を交付させていただきます。 それを店舗内に掲示していただくとともに、事業者の方もやはり来客、お客さ んに対して、何らかの形で、口頭なのか、また違う形での広告等掲示され るのか、そのあたりは事業者の方に必要な措置を講じていただくこと で、これという形では検討はしていないところでございます。 |
| 斎藤委員 | ということは、店には認定証というのをどこかに表示してもらって、認定さ |

れた要件というのは、お客様にはわからない。わからない形で認定したということになるんでしょうか。

環境対策
課長 私の説明が不足していたか分かりませんけど、認定要件となった活動については、お客様に周知するように事業者の方で措置を講じることになっておりますので、その方法については事業者にお任せすると考えております。

斎藤委員 来年の3月に認定事業者を決めることがありますけども、これは追加もありということでしょうか。

環境対策
課長 本格的に4月からスタートということになります。その前に認定事業所の募集をさせていただいて、決定はしてまいりますが、随時受付し認定していく状況で進めてまいりたいと思います。

斎藤委員 ありがとうございます。ぜひ全事業所が認定されるようよろしくお願いいいたします。

委員長 宮崎委員。

宮崎委員 食品ロスの推進事業者の要件の中で、気になったんですけど、食品のアレルギーに対することがひとつも入っていないんですけど、これはアレルギー対策は入れなかつたんか、わざと入れなかつたんか、それとも抜けているのかその辺教えてほしいです。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策
課長 この認定制度の創設にあたりましては、全国でもかなりの自治体でも実施しております。そういう認定の要件など見る中で最終的に当町として、この認定要件を策定をさせていただきました。アレルギーにつきましては、そのあたりについては、各自治体のしている状況もありますし、まずは食品ロスを減ら

す認定をさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

委員長 中川議長。

議長 資料1の生駒市の可燃ごみ処理の件ですけども、設備改良工事ということで年1,705万9千円支払うと思うねんけど、突発的な故障で生じた修繕費用というのはどうなるのかな。そこら協定で話してはるのかな。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 通常の補修整備、14年間運転する中で、考えられる設備の改修、そういうものは委託料の中に含まれているところでございます。議長おっしゃいました突発的な事故等々ということでございますが、協定書の中には自然災害によりまして、処理施設が被害を受けた場合や、法令変更によります修繕改良工事等が必要となった場合、そう言った場合は、生駒市、斑鳩町と協議、平群町も、協議して決定することとしております。

議長 課長答弁してくれたんは、協定書にそういう文言が入るということやな。契約して進めてからもめることのないようにしていただきたい、そのように思います。

それと食品ロスの方やけど、この食品ロスに事業所が認定されたら、その事業所、お店やさんにはなんかメリットあるのかな。

環境対策課長 認定されました場合、町の広報、また町のホームページ等で食品ロスに取り組んでいる事業所と、環境に積極的に取り組んでいる事業所として、おおいに宣伝、PRさせていただくということで、事業者の方にメリットがあるのではないかと考えております。

議長 認定してもらう、認定してもらったあと営業の間で、食品ロスの事業所に認定されたことによってかかる費用っていうのはあるのかな。事業所にとって。

| | |
|------------|--|
| | 費用ってかからへんのかな。 |
| 環境対策 課長 | 今、考えておりますのは、事業所にはPRの関係は町の方で進めてまいりま すので、事業所の方で特にこれといった費用がかかることはないと思いますけ ども、その事業所内で何か特別に何か考えている場合は、事業所の方で負担は していただくなることになるのかなというふうに考えております。 |
| 議長 | 認定したからっていうことで、何の補助もないねんな。このお店は認定して ますよというコマーシャルというか、それぐらいのことやんな。 |
| 環境対策 課長 | 現在そういったことは考えてないところでございます。 |
| 委員長 | 溝部委員。 |
| 溝部委員 | 食品ロスのところなんんですけど、認定事業所さんというところは、いわゆる チェーン店さんも認定可能な事業者さんでしょうか。 |
| 委員長 | 東浦環境対策課長。 |
| 環境対策 課長 | 町内に住所を有する事業所ということでございますので、チェーン店そ うい ったところも対象になります。 |
| 溝部委員 | 商工会を通じて募集とおしゃっていたと思うんですけど、それ以外の募集方 法というのは今のところはないんですか。 |
| 環境対策 課長 | まずは町の商工の基盤でございます商工会を通じまして、募集をさせていた だきたいと。その状況等を見る中で広報紙やホームページ等、いろんな媒体を 使いながら周知してまいりたいと思います。 |
| 委員長 | 中川議長。 |

議長 今の答弁で商工会を通じてってことやけど、商工会に入ってない事業所あつたとして、そういう事業所も応募できるんやんな。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 そのとおりでございます。

課長

委員長 ほかにございますか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題とします。

(1) 議案第42号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について、理事者の報告を求めます。 大塚福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第42号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）につきまして、住民生活部が所管する内容について、ご説明申しあげます。

まず、歳入からご説明いたします。

補正予算書の7ページから8ページをお願いいたします。

はじめに、第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付限度額の追加があったことから、1,299万7千円の増額、第2目 民生費国庫補助金の第1節 児童福祉費補助金で、住基システムの標準化に伴う児童家庭相談システムの改修費用が補助対象となることから、293万3千円の増額、第4節老人福祉費補助金で、事業者から申し出があった大規模修繕等の事業について、国交付金の内示があったことから、196万7千円の増額をお願いしております。

ります。

9ページから10ページをお願いいたします。

第16款 県支出金、第2項 県補助金では、第2目 民生費県補助金で、国庫補助金と同様の理由により、73万3千円の増額をお願いしております。

次に、第19款 繰入金、第2項 特別会計繰入金では、第1目 介護保険事業特別会計繰入金で、令和6年度の決算金額の確定に伴う、介護保険事業特別会計繰出金の精算により、46万9千円の増額をお願いしております。

11ページから12ページをお願いいたします。

第21款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入で、過去に交付した障害者福祉サービス給付費について、事業所の不正受給が発覚したことから、その返還金として、93万2千円の増額をお願いしております。

以上が、歳入の補正内容であります。

13ページから14ページをお願いいたします。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第3目 老人福祉費で、歳入で申し上げました、事業者から申し出があった事業に係る、国交付金の内示があったことから、地域介護・福祉空間整備等補助金196万7千円の増額、老人福祉施設への入所措置者数及び事務費の単価の増による老人福祉施設措置費260万5千円の増額、第5目 医療対策費で、令和6年度の福祉医療費助成事業県費補助金の精算に伴い、超過交付分を返還することから、141万3千円の増額、第7目 障害福祉費で、歳入で申し上げました、事業所の不正受給の発覚に伴う、過去に交付した障害者福祉サービス給付費の返還金のうち、国及び県の負担分を返還すること、また、令和6年度の障害児入所給付費等国庫負担金等の超過交付分を返還することから、79万3千円の増額をお願いしております。

次に、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、歳入で申し上げました、住基システムの標準化に伴うシステム改修費用として、児童家庭相談システム改修業務委託料440万円の増額、令和7年度公定価格の改正に伴うシステム改修費用として、子ども・子育てシステム改修業務委託料22万5千円の増額、令和6年度の子ども子育て支援交付金等の精算に伴い、超過交付

分を返還することから、457万1千円の増額、第2目 保育園費で、歳入で申し上げました、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町立保育園給食に要する保護者負担額や給食の質を維持するため、賄材料費168万7千円の増額をお願いしております。

15ページから16ページをお願いいたします。

第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第2目 感染症予防費で、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから、48万6千円の増額、第3目 母子衛生費で、令和6年度の母子保健衛生費国庫補助金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから、379万円の増額をお願いしております。

以上で、議案第42号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について、住民生活部が所管する内容についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

斎藤委員。

斎藤委員 12ページのところで不正受給とありましたけども、どのような不正受給が。

委員長 大塚福祉課長。

福祉課長 県による事業所に対する監査の結果判明したものでございまして、内容といたしましては、サービス提供実態がないにもかかわらず介護給付費を不正に請求したものとなります。

委員長 ほかにございますか。 中川議長。

議長 その不正受給された事業所は今も営業してはるのかな。

委員長 大塚福祉課長。

- 福祉課長 今も事業を実施しておられます。
- 議長 その監査は県だけ。町では事業所の、町から出している補助金っていうんな、そんなんあるからということで、その事業所の決算とか見るということはないんかな。
- 福祉課長 補助金という形でお出ししているのではなくて、給付という形でお出ししておりまして、町の指定の施設ではないもので、県の方で監査をされたという形になります。
- 委員長 ほかにございますか。
- (なし)
- 委員長 議案第42号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）については、当委員会の所管にかかる事項について報告を受けたことを確認します。
他に理事者側から報告しておくことはございませんか。
- (なし)
- 委員長 ないようですので、各課報告事項については終わります。
次に、4. その他について、各委員から質問や意見があれば、お受けします。 中川議長。
- 議長 13日、敬老会お疲れ様でした。
ここ5年ぐらいどんな感じやろ。来場者っていうの、敬老会参加、出席してくれてはる人数ってわかる。
- 委員長 大塚福祉課長。

福祉課長　去年が370名程度、一昨年が350名程度ということで、今年、資料等の配布の残数等から数えまして390名程度来場していただけたのではないかと思考えております。

議長　出席してくれはった本人になんか記念品ってあるの。

福祉課長　記念品として町内の福祉事務所さん等でつくっておられるお菓子でそれども、お渡しをさせていただいております。

委員長　ほかにござりますか。

(なし)

委員長　ないようですので、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長　異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。
中西町長。

町 長 (町長挨拶)

委員長 これをもって、厚生常任委員会を閉会します。
お疲れさまでした。

(午前10時09分 閉会)